

第11回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年7月18日
 告示番号 第12号
 会議年月日 令和7年7月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第11回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時1分

議長	<p>ただ今から、第11回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は21名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、5番 及川 務 委員、9番 渡邊 克洋 委員、16番 齋藤 佳記 委員 より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 2番 鈴木 弘也 委員、3番 菅原 良博 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第25号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

局 長

1 ページをお開き願います。

報告第25号、専決処分 of 報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続等による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から8ページの第31号までの31件、31名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年7月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付する」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第25号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第25号」の質疑を終わります。

次に、「報告第26号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

9 ページをお開き願います。

報告第26号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号及び第2号の2件、3筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、農業機械や農業資材を保管するための農業用倉庫の整備や、ジャガイモやネギなどを栽培するために盛土を行い、排水不良を解消しようという申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第26号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第26号」の質疑を終わります。

次に、「議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

10ページをお開き願います。

議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請7件です。

第1号から11ページの第5号までの5件につきましては、所有者の死亡による相続財産清算人が譲渡人となり、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、それぞれ売買金額は記載のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

第6号につきましては、譲渡人は段階的に経営規模の縮小を進めている状態にあり、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号につきましては、所有者不明となっている農地を所有者不明土地管理人が譲渡人となり、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第8号につきましては、賃貸借期間の満了に伴い、再び借受人

において賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第9号及び第10号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農に伴う経営開始にあたり、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

14ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第11号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間です。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第12号につきましては、譲受人において、従前より譲渡人から使用貸借により借受けていた農地を売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第13号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

ありがとうございました。

ここで一旦、休憩をいたします。

(休憩)

再開いたします。

以上で「議案第69号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年7月11日、金曜日、午前10時30分より、
現地調査員 農業委員 高橋委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 石川委員、岩渕委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第1号から第7号について、別紙農地法第3条現地

議 長

議 長

4番
佐藤 宗雄 委員

議 長
21番
佐藤 多賀幸 委員

調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年7月11日、金曜日、午前10時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、及川委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第8号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
14番
佐藤 喜明 委員

現地調査日、令和7年7月11日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、小崎委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
2番
鈴木 弘也 委員

現地調査日、令和7年7月11日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野委員、支所職員 菊池主任主事で行いました。

報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

議 長

15番
鈴木 耕多 委員

ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和7年7月11日、金曜日、午前9時15分より、
現地調査員 農業委員 藤原委員、私 鈴木、農地利用最適化推
進委員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 伊藤主査、
小野寺主任主事で行いました。
報告内容、第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

議 長

報告は以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって「議案第69号」を可と決します。
次に、「議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農地係長

15ページをお開き願います。
議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対
する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提
出があったので、可否について、意見を求めるものです。
まず、一関地域に係る申請1件です。
第1号は、申請人が自宅への進入路を整備するため転用申請す
るもので、一部追認案件です。申請人の自宅への進入路は、今回
の申請地である107-5に整備済みであるためこの部分が追認に
なります。また、後ほど説明いたします議案71号の農地法第5

議 長

条第1項の規定による許可申請第1号により、申請者が申請人の自宅の隣接農地に自己住宅を建築することに伴い、その接道である107-5の既設進入路を拡幅しつつ、ほかの2筆も進入路として利用したいため、転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和7年3月25日付けで農振除外済み農地です。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第2号は、申請人が貸し駐車場を整備するため転用申請するもので、追認案件です。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年4月30日付けで農振除外済み農地です。

以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第70号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

4番
佐藤 宗雄 委員

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

15番
鈴木 耕多 委員

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が貸し駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

13番

及川 治雄 委員

13番 及川 治雄 委員

2号の室根のことについてです。

貸し駐車場ということで、特例として追認で農振除外もされたということですが、貸し駐車場の内容について教えてください。

農 地 係 長

ご質問ありがとうございます。

今回は追認案件となりますので、既に整備されている駐車場ということです。

今回の駐車場については、教会の駐車場として既に利用されておりまして、無償で貸し付けているというような状況があります。

議 長

以上でございます。

他にございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 70 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 70 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 71 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

16 ページをお開き願います。

議案第 71 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に

資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和7年3月25日付けで農振除外済み農地です。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第3号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するもので、追認案件です。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

議長

以上で「議案第71号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

4番

佐藤 宗雄 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議長

長

ありがとうございました。

14番

佐藤 喜明 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長
15番
鈴木 耕多 委員

ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第71号」を許可相当と決します。

次に、「議案第72号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

17ページをお開き願います。

議案第72号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が13件、売買が3件です。

19ページをお開き願います。

はじめに貸借・一括方式ですが、千厩地域2件、東山地域11件の申請です。

21ページをお開き願います。

次に、売買ですが、一関地域3件の申請です。

議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第 72 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、19 ページ【貸借・一括】第 3 号～第 5 号および 20 ページ第 9 号については、2 番 鈴木 弘也 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 72 号」【貸借・一括】第 3 号～第 5 号および第 9 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって可と決します。</p> <p>次に、【貸借・一括】第 3 号～第 5 号および第 9 号について審議いたします。</p> <p>鈴木 弘也 委員は退室願います。</p> <p>(午後 3 時 28 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 72 号」【貸借・一括】第 3 号～第 5 号および第 9 号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、可と決します。</p> <p>鈴木 弘也 委員は入室願います。</p> <p>(午後 3 時 29 分 入室)</p>
議	長	<p>鈴木 弘也 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 72 号」【貸借・一括】第 3 号～第 5 号および第 9 号を可と決しました。</p> <p>次に、「議案第 73 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>22 ページをお開き願います。</p>

議 長

議案第 73 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は 5 件で、大東地域 3 件、室根地域 2 件です。

いずれも、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 73 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

14番
佐藤 喜明 委員

最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は平成 12 年頃から集会所として利用されており、既に農地性は失われている。

第 2 号、申請地は昭和 30 年頃から農業用施設・物置として利用されており、既に農地性は失われている。

第 3 号、申請地は平成 12 年頃から道路法面として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

15番
鈴木 耕多 委員

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 4 号、申請地は昭和 59 年頃から農業用施設として利用されており、既に農地性は失われている。

第 5 号、申請地は昭和 61 年頃から駐車場、宅地の一部として利用されており、既に農地性は失われている。

議 長

報告は以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 73 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第 73 号」を可と決します。
次に、「議案第 74 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

24 ページをお開き願います。
議案第 74 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。
土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。

25 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は大東地域の 27 件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

今回の申請は、農地中間管理機構を通して、一般社団法人かじかの里下内野に貸借されている農地の全てについて、地域の意向・合意により資格交代を行おうとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

ここで一旦、休憩させていただきます。

(休憩)

議 長

再開いたします。
以上で、「議案第 74 号」の説明を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 74 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の
交替承認について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって「議案第 74 号」を可と決します。
以上で議案審議が終了いたしました。
第 11 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(午後 3 時 36 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員